山の辺文化会議　「石上法師素性」

〃二十三・九・十六、　　近江昌司

一、家系

乙牟漏
桓武
百済永誥女
藤原内麻呂

嵯峨
良岑安世
冬嗣
順子（仁明后・文徳母）

仁明
良房
光孝
文徳
基経
宇多
清和
醍醐
吉岑宗貞（遍照）
吉岑玄利（素性）

1、古今和歌集巻四248

仁和のみかど、親王（光孝）におはしましけるとき、布留の滝ご覧ぜむとておはしける道に、遍照が母の家に宿り給へりける時に、庭を秋の野につくりて、御物語のついでに、よみて奉りける　遍照

里あれて人はふりにし宿なれや　庭も籬も秋の野らなる

2、御撰和歌集、227

宮仕えしける女の、石上といふ処にすみて京のともだちのもとへつかはしける　よも人しらす

二、石上神宮寺（良因寺）と遍照・素性

3、三代実録　貞観八年(866)正月二十二日

「勅す大和国田廿八町を持って、借に石上神宮寺に施入す、すべからく造寺をもって還し収むべし」　一町＝十段　『本地垂迹説』

寺には鎮守社。神社には神宮寺。を置く。

蔵人所（天皇側近、機密文書の保管、詔勅の伝奏、宮中の事務・行事一切、天皇の日常生活の取り仕切り）

蔵人頭ー弁官・近衛府から選任。　（頭の中将。頭の弁）

蔵人頭良岑宗貞（遍照）＝頭少将？ー少将と小町

4、後撰和歌集　巻十七

石の上といふ寺に詣でて、日の暮れければ、夜あけてまかりかへらむとて、とどまりて、この寺に遍照はべると、人のつげはべりければ、もの

いひこころみんとて、いひはべりける、　　小野小町

石の上に旅寝をすればいとさむし　こけのころもをわれにかさなむ

かへし

世をそむくこけのころもはただひとへ　かさねばうとしいざ二人寝む

嘉祥三年（850）仁明天皇崩御にさいして比叡山に入り出家。

三、素性の出家と石上寺

5、大和物語（天暦五年（951）以前）

「……かくて失せにける大徳なむ僧正までなりて、花山といふ御寺に住みたまひける。俗にいますかりける時の子供ありける。太郎は左近将監にて殿上してあり　ける。かく世にいますかりと聞くだにとて母もやりければ、いきりたりければ　「法師の子は法師なるぞよき」とて、これも法師になしてけり。かくてなむ

折りつればたぶさにけがるたてながら　三世の仏に花たてまつる

といふも僧正の御歌になむありける。……

6、百人一首一夕話　素性法師

「……遍照のもとの妻この玄利を遍照の許へ遣しけるに、法師が子は法師がよきぞとてこの玄利をも出家させられ名を素性とつけられたり。素性後に雲林院に住して権律師たり。また大和国石上の良因院の住持となられし……」

7、素性法師集

『　人々みなもの語りして、世のはかなき事をいひて

みな人の昔語りに成り行きに、布留の社の身をいかにせむ

山寺にこもりて哀れなることをいひて、夜とまりて、打なき

などしはべるはてに、あめのふるければ

いつれをか雨ともわかん山伏の　おつる涙も夜はにこそふれ

四、『奈良の石上』

8、古今和歌集　巻三　夏歌

『　ならの石上の寺にて霍公を聞きて　　素性

石上ふるきみやこのほととぎす　声ばかりこそむかしなりけれ　』

『古典集成』新潮社

「平城京（なら）は大和国添上郡、石上は山辺郡で「奈良の石上」　と云う記述は不審。諸説あるが定論は無い」

『顕昭注』

「石上寺といふは大和国にあり。奈良よりはことのほかにてのきたりと、うけたまはるを、かくかかれたるはいかなるゆえにか。さればこのふるきみやこのことは、平城京をよめるにや。但しかの石上には、両度皇居あり［ならのいそのかみける、無其謂なり」

安康天皇　石上穴穂宮

仁賢天皇　石上広高宮

平城宮は添上郡、石上は山辺郡也。ひとつ所とはいふべからず」

『古今集正義』

「按ずるにこの石上に、奈良としも、冠らせたるは、決めて後人のさかしら也」

『袖中抄』

「素性はいその神の良因寺にすめる物也、奈良の遠きほどは、定めて案内知りて侍けん。又石上穴穂宮は安康天皇の居也。石上広高宮は仁賢天皇の居なり。さればその宮等を思いても、いその神古き都とはよむべきに。これはならのいその神の寺にて、とあれば、古き宮こはならの都也」

『古今集打聞』（賀茂真淵）

「これは故山辺郡の石上の京に在し石上寺を、後に奈良の京に遷されて、ならの石上寺といへる、故に分けていへり。：：諸書ともにうたがひて、山辺郡の石の上と、添上郡の奈良とは、道のほど遠からぬ故端は書きたるもののやうにいへり」

『古今集遠鏡』（一本居宣長）

「：：詞書なる石上寺は、山辺郡石上にあるを、奈良といへる事は。今の京にては、石上のあたりまでをも、ひろく奈良といひならへる也。たとえば今の世に、丹波国なる愛宕山をも、他国にては、京の愛宕といふ類也。打聞の説ひが事也」

（以後）「大体は遠鏡の（解釈に）従ふべきであろう」

『古今和歌集新釈』三浦圭三

「奈良は添上郡、石上は山辺郡で、その間二里ばかりであるから、この語は古来、問題となって居るが、卑考では平安時代の読者に分かり易いやうに

「奈良郊外の石上」としたものと思われる」

『奈良の石上』奥村桓哉（『文学』~85・2）

（『楢郷・楢庄・楢神社』）（なら＝ならす―均一―並ぶ。広くならされた。土地「なら」の地形は盆地の各地に見られる。池田説）

「天理市付近に、大地名の「なら」は現存しないが、「なら」なる地形のうちに（あるいは「なら」なる地帯のうちに）「石上郷」が存在することは確かである。

以上の様に考えることによって「のみ」、『古今集』の「ならのいそのかみ」は文字通りに理解できるのであろう」

9、添上郡「楢神社」。　名替神事、名ずけ親、

「小出楢重」「松本楢重」「楢一・楢次・楢春」「楢イト」

『戸籍法五〇条一』「子の名んは、常用平易な文字を用いなければならない。

『二』常用平易な文字の範囲は、法務省令でこれを定める」

昭和二十二年十一月「第一次漢字制限１８５０字」

「上之宮」　レンゾ。　『楢樹』＝『柞樹』＝偉大な親、母。

万葉集「…ちちの実の父の命、柞葉の母の命…」4164

「…島守に我が立ち来れば柞葉の母の命は…」4408

古今集「…佐保山の柞の紅葉よそにても…」266

元服式。（神前式）八幡太郎、賀茂の次郎、新羅三郎。

「実益井」。弘化五年1848、七代目団十郎寄進の井戸側。「発起人布屋忠兵衛」

五、宇多上皇の宮滝御覧

10、扶桑略記　二十三巻　昌泰元年(898)八月十六日京都出発、葛野（禁猟区）

宇多上皇「鷹狩」、六位以上十人・六位八人・童三人、その他数十人。

「二十二日。直に宮滝をさして上皇臨発。

二十三日。早朝出発―法華寺、仏を拝し綿二百屯を捨す…平城宮閤門…

上皇馬乗に勅して曰く、素性法師は良因寺に住むべし、使いを馳せて路に参会せしめよ。即ち右近番長山辺友男を差して之を請る。法師は単騎して路頭に参会す。上皇感歓さる。法師は笠を脱ぎ鞭を上げ、前駆して行く。勅ありて曰く、相従ふ者は惣じて白衣の禅師なり、称するにすべからく仮に俗法に従うべし、仍て号して良因朝臣と曰ふ。住所の名をとりて也。…が暮れて大和国高市郡右大将の山荘に留まるなり。

勅して曰く良禅師は和歌の名手なり。宜く首唱して以て旅懐の慰めとすべし。

即ち各和歌をむ。右衛門権佐如道、歌を献ずるの後、獨り隅に向い、指を屈してこれを計る。良久しくして曰く、臣の作は已に格律に乖けり、願わくば三字を減ずることを。勅ありて許さず。諸人以て口実となす。

二十五日。宮滝に至る：：勅ありて曰く、勝地を空しく過ぐるべからず。「宮滝を見る」を以て題となし、各和歌を献ずべしと云々。：：次に竜門に向かい：：勅して和歌を献ぜしむ云々。

この日山水の興多く、人馬漸く疲れる。素性法師、菅原朝臣、昇朝臣など三騎、尾を御して行くに、素性法師問て曰く、此夕の宿は何処に致すべしと、菅原朝臣声に応じて誦ひて曰く〃前途を定めざるに、何れの処にか宿ねむ、白雲紅樹は旅人の宿なり〃山中幽邃にして連句の人なし。：：夜に入りて炬を執り、野別当伴宗行の宅に到る。

二十六日・二十七日　略。

二十八日：：巳の刻、上皇、摂津住吉浜を指して、龍田山を経して、河内国に入る。龍田山はこれ古よりの名山勝境也。各和歌を献ず云々。菅原朝臣絶句して曰く、満山紅葉して小（心）なる機を破く、況や浮雲の　足下より飛ぶに遇はむや、寒樹は何処に去りしかを知らず、雨の中に錦を着て故郷に帰らむや。

二十九日住吉浜に向かはんと欲するに、素性法師が本寺に帰るを惜しみ、留めやりて未だ発向することあたわず。群臣に勅して別を惜しむ和歌を献ぜしむ云々。歌終わりて、法師に法師に御服少衣一襲、細馬一匹を施す。法師数盃の後、兼ねては恩賜に感じて御衣を着て、御馬に騎り、山に向いて直に去る。侍臣惜しみて群立して目送る。人々おもえらく、今日以後、和歌の興衰えるやと」

11、大鏡

「法皇：：宮の滝といふところ御覧せしほどこそ、いみじゅう侍りしが、そのおり菅原のおとどの、あそばしたりし和歌

菅原右大臣

みずひきの白糸はへてをるはたは
たびのころもにたちやかさねむ」

12、後撰和歌集

宮の滝といふところに法皇おは
ましたりれるに、おほせことありて　素性
秋山にまどふこころを宮滝の　白あわにけちやはててん

13、後撰和歌集

たつた山こゆるほどにしぐれふる　素性

みやの滝むべもなにおいて聞えけり白あわの玉とひびけば

14、後撰和歌集

たつた山こゆるほどにしぐれふる　　素性
あめふらばもみじのかげにかくれつゝ
たったの山にやどりはてなむ

六、素性うせぬ

15、紀貫之集

素性うせぬと聞きて、みつねがもとにおくる
石上ふるくすみこし君なくて　山の霞みはたちるわふらん

16、凡河内躬恒集

素性におくれて
君なくてふるの山辺に春霞み　いたずらにこそたちわたるらめ
（いまこんといいしばかりの長月のありあけの月を待ちいずるかな）

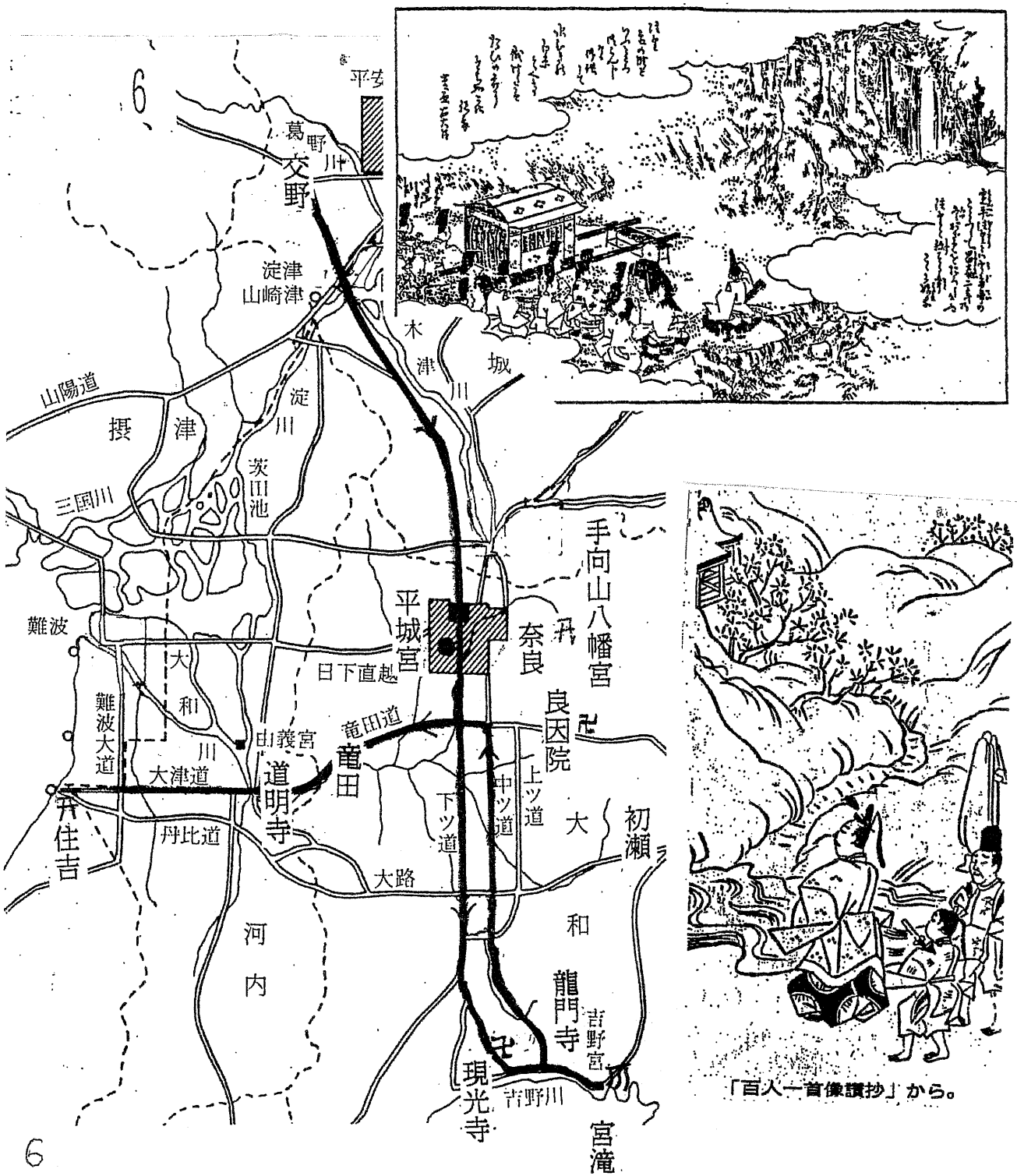

「百人一首像讃抄」から。